

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月30日
【発行者名】	株式会社ＳＭＢＣ信託銀行
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 萩原 攻太郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
【事務連絡者氏名】	株式会社ＳＭＢＣ信託銀行 信託開発部長 北瀬 啓治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
【電話番号】	03-6854-6800（代表）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

信託財産の主要な関係法人であるアセット・マネージャー及びファンド・マネージャーの異動が以下のとおり決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号に基づき本臨時報告書を提出するものです。

なお、本書における用語は、本書で別途定義した場合を除き、2024年9月20日提出の有価証券届出書に記載された意味と同一の意味を有するものとします。

2【報告内容】

2025年6月30日付で、信託財産の主要な関係法人であるアセット・マネージャー及びファンド・マネージャーがいちご投資顧問株式会社（以下「IIA」といいます。）から、いちごリアルティマネジメント株式会社（以下「IRM」といいます。）に変更されることが決定され、2025年7月1日付で、アセット・マネジメント業務委託契約及びファンド・マネジメント業務委託契約上のIIAの地位及び権利義務がIRMに承継されることが合意されました。

なお、当該承継に伴い、アセット・マネージャー及びファンド・マネージャーが行う業務の内容及び報酬の内容に変更はありません。

（１）アセット・マネージャー及びファンド・マネージャーでなくなる法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

名称
いちご投資顧問株式会社

資本金の額

400百万円

関係業務の概要

本件営業者から委託を受けて、本件不動産受益権（本件不動産受益権に係る不動産管理处分信託契約が終了した場合には、投資対象不動産）の取得、処分、運営及び管理等並びに金銭の取得、処分及び管理等に関する業務を行っています。また、受託者から委託を受けて、本信託に関する配当方針の決定その他の受託者のキャッシュマネジメントに関する業務、本件匿名組合契約に関し、本信託の受益者代理人及び精算受益者に対する連絡等に関する業務、受託者が実施する本信託に係る開示に関して、受託者の有価証券報告書その他の法令に従い提出すべき継続開示書類等の書面、ODXの定める規則に基づく本受益権に係る適時の情報提供等の書面、IR等の観点から作成すべき書面（ホームページ等を含みます。）、並びに受託者及びファンド・マネージャーが別途合意するその他の書面の作成又は作成補助等を行っています。

（２）アセット・マネージャー及びファンド・マネージャーとなる法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

名称
いちごリアルティマネジメント株式会社

資本金の額

300百万円

関係業務の概要

本件営業者から委託を受けて、本件不動産受益権（本件不動産受益権に係る不動産管理处分信託契約が終了した場合には、投資対象不動産）の取得、処分、運営及び管理等並びに金銭の取得、処分及び管理等に関する業務を行います。また、受託者から委託を受けて、本信託に関する配当方針の決定その他の受託者のキャッシュマネジメントに関する業務、本件匿名組合契約に関し、本信託の受益者代理人及び精算受益者に対する連絡等に関する業務、受託者が実施する本信託に係る開示に関して、受託者の有価証券報告書その他の法令に従い提出すべき継続開示書類等の書面、ODXの定める規則に基づく本受益権に係る適時の情報提供等の書面、IR等の観点から作成すべき書面（ホームページ等を含みます。）、並びに受託者及びファンド・マネージャーが別途合意するその他の書面の作成又は作成補助等を行います。

（３）当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

これまで、IIAが属するいちごグループにおいては、IIAが不動産セキュリティ・トークン事業のアセット・マネージャー及びファンド・マネージャーを行っていました。

今般、いちごグループにおいて、業務の効率化及び一般投資家向けサービスの高度化の見地から、不動産セキュリティ・トークン事業のアセット・マネージャー及びファンド・マネージャーとしての業務を、IIAから不動産の私募REIT事業等で機関投資家向けに高度なサービスを提供しているIRMに承継する方針となったことから、IIAよりアセット・マネージャー及びファンド・マネージャーをIRMに承継することを申し入れ、本信託契約所定の手続を経て、アセット・マネージャー及びファンド・マネージャーが承継されるものです。

なお、当該承継に伴い、アセット・マネージャー及びファンド・マネージャーが行う業務の内容及び報酬の内容に変更はありません。

また、当該承継について、受託者は、全ての本受益者のために当該本受益者の権利（信託法第92条に規定する権利並びに配当受領権及び償還金受領権（本信託に定める償還金を受領する権利をいいます。以下同じです。）を除きます。）に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有している受益者代理人の同意を得ています。

異動の年月日

2025年7月1日